

大蔵委員會議録第四十七号

(五八四)

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長代理 西村 直巳君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

有田 二郎君 川野 芳滿君

佐久間 徹君 清水 逸平君

高間 松吉君 吉米地英俊君

三宅 則義君 水田三喜男君

内藤 友明君 宮腰 喜助君

川島 金次君 松尾トシ子君

竹村奈良一君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官 平田敏一郎君

(主税局長) 忠 佐市君

大蔵事務官(主税局長) 忠 佐市君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月三十一日

委員 島村一郎君、宮崎靖君、塚田十

一郎君、大上司君及び田中織之進君

辭任につき、その補欠として佐藤親

弘君、天野公義君、高木松吉君、橋

本登美三郎君及び川島金次君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員 佐藤親弘君辭任につき、その補

欠として西村直巳君が議長の指名で

委員に選任された。

三月三十日

納税貯蓄組合法案(奥村又十郎君外

第一類第六号

大蔵委員會議録第四十七号 昭和二十六年三月三十一日

十四名提出、衆法第三八号)

税理士法案(川野芳滿君外四名提

出、衆法第三八号)

同月三十一日

相互銀行法案(小山長規君外二十一

名提出、衆法第四一号)

信用金庫法案(水田三喜男君外二十

一名提出、衆法第四三号)

信用金庫法施行法案(水田三喜男君

外二十一名提出、衆法第四四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

税理士法案(川野芳滿君外四名提

出、衆法第三八号)

相互銀行法案(小山長規君外二十一

名提出、衆法第四一号)

〇西村(憲)委員長代理 これより會議

を開きます。

まず本日付託されました相互銀行法

案を議題として、提出者より提案趣旨

の説明を求めます。提出者小出長規君。

相互銀行法案

(目的)

第一條 この法律は、国民大衆のた

めに金融の円滑を図り、その貯蓄

の増進に資するため、相互銀行に

ついて必要な規定を定め、金融業

務の公共性にかんがみ、その監督

の適正を期するとともに信用の維

持と預金者等の保護に資すること

を目的とする。

(相互銀行の業務)

第二條 相互銀行は、左の業務及び

これに附随する業務を営むことが

できる。

一 一定の期間を定め、その中途

又は満了のときにおいて一定の

金額の給付をすることを約して

行う当該期間内における掛金の

受入

二 預金又は定期積金の受入

三 資金の貸付又は手形の割引

四 有価証券、貴金屬その他の物

品の保護預り

五 有価証券の払込金の受入又は

その元利金若しくは配当金の支

払の取扱

貯蓄銀行法(大正十年法律第七

十四号)第一條第二項本文(業務

の制限)の規定は、相互銀行には

適用しない。

(営業の免許)

第三條 相互銀行は、大蔵大臣の

免許を受けなければ、これを営む

ことができない。

二 前項の免許を受けようとする者

は、申請書に定款、業務の種類及

び方法を記載した書面並びに事業

計画書を添附して大蔵大臣に提出

しなければならない。

(相互銀行以外の者の営業の禁止)

第四條 前條の規定により大蔵大臣

の免許を受けた相互銀行以外の者

は、第二條第一項第一号に規定す

る業務を営んではならない。

(資本金)

第五條 相互銀行は、資本金が左

の各号に定める金額以上の株式会

社でなければ、これを営むことが

できない。

一 東京都又は大蔵大臣の指定す

る人口五十万以上の市に本店を

有する相互銀行にあつては三千

万円

二 前号に規定する相互銀行以外

の相互銀行にあつては二千万円

(商号)

第六條 相互銀行は、その商号中

に相互銀行という文字を用いなけ

ばならない。

二 相互銀行以外の者は、その商号

中に相互銀行であることを示すよ

うな文字を用いることができない。

三 銀行法(昭和二年法律第二十一

号)第四條第二項(商号)の規定

は、相互銀行には適用しない。

(他業の禁止)

第七條 相互銀行は、第二條に規定

する業務以外の業務を営むことが

できない。

(営業区域)

第八條 相互銀行は、定款をもつ

て、その営業区域を定めなければ

ならない。

二 相互銀行は、その営業区域外

で、業務を営むことができない。

三 相互銀行は、その営業区域を變

更しようとするときは、大蔵大臣

の認可を受けなければならない。

(基本事項の変更等の認可)

第九條 相互銀行は、左の場合にお

いては、大蔵大臣の認可を受けな

ければならない。

一 商号を變更しようとするとき。

二 資本金を變更しようとするとき。

三 業務の種類及び方法を變更し

ようとするとき。

四 支店その他の営業所を設置し

ようとするとき。

五 本店その他の営業所の位置を

變更しようとするとき。

六 支店以外の営業所を支店に変

更しようとするとき。

(一人に対する給付等の制限)

第十條 相互銀行は、同一一人に対す

る第二條第一項第一号の契約に基

いて給付した金額から既に受け入

れた掛金額を控除した金額と貸付

(手形の割引を含む。以下同じ)の

金額との合計額が、その資本金

及び準備金(準備金、積立金、基

金その他名称の如何を問はず利益

のうちから積み立てられたもので

あつて、且つ、株主勘定に属する

ものをいう)の合計額の百分の十

に相当する金額をこえることとな

るときは、当該人に対し給付又は

貸付をしてはならない。

第十一條 相互銀行は、第二條第一

項第一号の契約に基づく給付をし

ようとする場合においては、その給

付後における当該契約に基づく掛金

の受入が確実に保障される場合で

なければ給付をしてはならない。

(給付金の総額の限度)

第十二條 第二條第一項第一号の契約に基く相互銀行の給付金の総額は、同号の契約に因つて受付け入れた掛金の総額と当該銀行の定期性預金の総額の百分の五十に相当する金額との合計額をこえてはならない。

(預金の支払準備)

第十三條 相互銀行は、預金の支払準備として、その定期性預金の総額の百分の十に相当する金額と定期性預金以外の預金の総額の百分の三十に相当する金額との合計額以上に相当するものを、現金、他の銀行への預け金若しくは貸付金又は国債、地方債その他大蔵大臣の指定する有価証券をもつて保有しなければならない。

(定期性預金の範囲)

第十四條 前二條において定期性預金とは、払戻について期限の定めがある預金又はこれに準ずべきものであつて、大蔵大臣の指定するものをいう。

(合併、営業等の譲渡又は譲受)

第十五條 相互銀行の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 相互銀行は、前項に定める場合の外、大蔵大臣の認可を受けて、信用金庫又は信用協同組合から、その事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

(営業等の全部の譲渡又は譲受の手続)

第十六條 相互銀行が営業の全部の

譲渡若しくは譲受又は信用金庫若しくは信用協同組合の事業の全部の譲受の決議をしたときは、その決議の日から二週間以内に、決議の要旨及びその債権者で営業又は事業の全部の譲渡又は譲受に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者及び掛金者以外の知れている債権者には、各別に催告しなければならない。

但し、その期間は、一月を下つてはならない。

2 債権者が前項の期間内に異議を述べなかつたときは、営業又は事業の全部の譲渡又は譲受を承認したものとみなす。

3 第一項の期間内に債権者が異議を述べたときは、営業又は事業の全部の譲渡又は譲受をしようとする相互銀行は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第十七條 相互銀行がその営業の全部の譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告があつたときは、営業の全部の譲渡をした相互銀行の預金者及び掛金者に対して民法(明治二十九年法律第八十九号第四百六十七條(指名債権譲渡の對抗要件))の規定による確定日附のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

(営業免許又は認可の失効)

第十八條 相互銀行が、営業の免許を受けた日から六月以内に、営業を開始しないときは、その免許は効力を失う。

2 相互銀行が、この法律の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は効力を失う。

3 やむをえない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けた場合においては、前二項の規定を適用しない。

(届出事項)

第十九條 相互銀行が営業を開始したとき及びこの法律により大蔵大臣の認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(銀行法の準用)

第二十條 銀行法第八條から第十三條まで(準備金、営業年度、財務諸表、役員、兼職制限、第十五條(合併異議の催告)、第十六條(合併の手続)、第十八條から第三十一條まで(休日及び休業、払戻の停止、大蔵大臣及び裁判所の監督権限等)及び第三十七條(公告))の規定は、相互銀行について準用する。この場合において、同法第十五條中「預金者」とあるのは「預金者及び掛金者」と読み替へるものとす。

(実施規定)

第二十一條 大蔵大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に關しこの法律を実施するため必要な手続を定めることができる。

(権限の一部の代行)

第二十二條 大蔵大臣は、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に行わせることができる。

(罰則)

第二十三條 大蔵大臣の免許を受けないで相互銀行を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした相互銀行の役員、支配人その他の職員を一年以下の懲役若しくは十

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十條において準用する銀行法(以下本條及び第二十五條中「銀行法」という。)第十條の規定による業務報告書又は銀行法第十二條の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうとしたとき。

二 銀行法第二十一條の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

第三十五條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした相互銀行の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 第七條の規定に違反したとき。

二 第八條第二項の規定に違反して営業区域外で業務を営んだとき。

三 第九條の規定に違反したとき。

四 第十五條第二項の規定に違反して事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

五 第十六條第一項若しくは第十七條第一項又は銀行法第十六條若しくは第十九條の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

六 第十六條第三項の規定に違反したとき。

七 銀行法第八條の規定に違反したとき。

八 この法律により相互銀行に備えて置くべき書類を備えて置かず、若しくは大蔵大臣に提出すべき書類の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 銀行法第十三條の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十 銀行法第二十二條、第二十三條、第二十六條又は第二十九條の規定により大蔵大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

第二十六條 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二十三條又は第二十四條の規定に違反したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 無盡業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「金銭ノ給付ヲ為スヲ謂フ無盡業ノ方法ニ依リ金銭、有価証券其ノ他ノ財産ノ給付ヲ為スモノ」を「金銭以外ノ財産ノ給付ヲ為スヲ謂フ無盡業ノ方法ニ依リ金銭以外ノ財産ノ給付ヲ為スモノ」に改め、同條第二項を削る。

第五條第一項を次のように改め、第二項を削り、第三項を第二項とする。

無盡業社ハ其ノ商号中ニ無盡ナル文字及給付ヲ為ス主タル財産ノ種類ヲ示スベキ文字ヲ用フベシ

第十條第一項第六号中「金銭及有価証券以外ノ財産」を「金銭以外ノ財産」に改める。

第十條第一項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、以下順次繰り上げ、第二項及び第三項を削る。

第四十條中「第五條第三項」を「第五條第二項」に改める。

3 この法律施行の際、現に改正前の無盡業法（以下「旧法」という。）の規定により、営業の免許を受けている無盡業社（金銭以外の財産の給付をする無盡業社を除く。以下「既存無盡業社」という。）については、旧法は、この法律施行後三年を限り、なおその効力を有し、この法律第四條の規定は、これを適用しない。

4 大蔵大臣は、既存無盡業社が前

項の期間内に第三條の規定により営業免許申請書を提出した場合において、その会社が、相互銀行業を営むのに適当なものであると認めるときは、これを免許しななければならない。

5 相互銀行は、既存無盡業社の営業の全部又は一部を譲り受けることができる。但し、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 既存無盡業社であつて相互銀行業の免許を受けたものについては、旧法の規定（同法に基き命令を含む。附則第七項中において同じ。）によつてなされた認可、承認、命令、処分その他の行為は、この法律（第二十條において準用する銀行法の規定を含む。以下同じ。）中これに相当する規定のある場合においては、この法律の規定によりなされたものとみなす。

7 旧法の規定によつてなされた認可又は承認であつて、前項の規定により、この法律の規定によりなされたものとみなされるものについて、この法律において当該認可又は承認の有効期間を定めたものの期間は、旧法の規定によつてなされた認可又は承認の日から起算する。

8 国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 相互銀行へノ預金、定期預金又ハ掛金ノ拂込

第四條第一項中「貯蓄銀行預

金」の下に「相互銀行預金」を加える。

9 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十七号及び第十二條第一項第八号中「銀行業」の下に「相互銀行業」を加える。

10 この法律施行前（既存無盡業社については、この法律施行後（既存無盡業社については、附則第三項の規定により効力を有する旧法の失効後）でも、なお従前の例による。

〇小山委員 たいだいま議題となりまし

た相互銀行法案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

わが国における産業の構成上、中小企業の占める地位がきわめて重大であつて、これに対する適切な金融施策の必要が痛感せられておることは、申すまでもないところであります。従来、中小金融対策として預金部資金、見返り資金等の政府資金の導入、商工組合中央金庫の活用等の諸方策が講ぜられ、相当の効果を上げておることが認められるのであります。われわれは、今後これらの施策がますます拡充強化せられんことを、強く要望する次第であります。しかしながら中小金融対策の真の根幹をなすものは、この分野における民間金融機関による自主的かつ積極的な金融活動の育成強化にあることは申すまでもないところであります。しかるに一般金融機関としての

普通銀行は、その商業銀行的性格のため、中小金融に重点を置いてその業務を運営することは困難であつて、むしろ無盡業社等のいわゆる庶民金融機関が、中小金融機関として大きな役割を果している現状であることは周知の通りであります。よつてわれわれは、この際わが国における中小金融機関の体系を整備し、中小金融の専門機関の制度を確立し、もつて中小金融施策の強力な支柱となすことが、刻下の急務と信ずるのであります。

本法案は、この趣旨に基き、普通銀行の制度とは別に中小企業者のための金融機関として、かつ国民大衆のための貯蓄機関として、相互銀行という新制度を確立せんとするものであります。その内容の概要は次の通りであります。

相互銀行は、地方的に国民大衆の相互金融を主たる業務となし、大衆的な貯蓄機関たる性格を有する銀行であります。その業務としては、預金の受入れ、資金の貸付を行うものであります。特に大衆の貯蓄の便益とその金融の円滑化に資するため、従来無盡業社によつて採用せられて来た月掛、日掛等による掛金方式を取入れてその業務の中心とするともに、貯蓄性預金の吸収にその特色を発揮せしめることといたしたのであります。

なおその性格上、債券の発行、為替業務等は行わないこととして、普通銀行との差異を明らかにするほか、一人に対する大口信用の集中を禁止し、中小金融に専念せしめるとともに、営業区域について制限を設け、資金の地方還元の趣旨を明確にいたすこととしております。

次に、相互銀行は以上のごとく普通銀行と異なる性格の銀行であります。が、その規模内容等につきまして普通銀行に準ずる資金及び運営の健全性を確保し、その監督の適正を期し、もつて預金者等の保護の万全を期することといたしたのであります。

以上、本法案の趣旨並びにその概要を申し述べた次第であります。が、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを望みます。

なお相互銀行法案の内容について若干補足して御説明申し上げておきます。

第一は、この相互銀行法は、提案理由にも申し述べました通りに、新しい銀行制度の確立でありまして、この相互銀行法の小委員会審議の過程におきまして、いろいろの問題があつたことは、小委員諸君の御承知の通りであります。第一は銀行という名前を使うことがどうかという点でありました。それは商業銀行とは異なつた仕事をしておることからして、その議論が起つたのであります。第二は第一項第一号に書いてあります相互銀行の業務を「ごらん願ひます」と、「一定の期間を定め、その中途又は満了のときに一定の金額の給付をする」とを約して行ふ当該期間内における掛金の受入」こうなつておりました。これは初めから貸付することを約束するところの契約であつて、預金の受入れではないのではないかという議論があつたのであります。それはそれでよくないが、一定の給付を約するといふ前提といたしましては、契約者の側において月々一定の掛金をすることが、前提となつておるのであります。従いまし

て契約者がなすところの掛金は、給付のなされる前においては、これは預金の性質を持つております。それから給付がなされたあかつきにおきましては、貸付の弁済としての性質を持つておるのであります。銀行業務と多少その内容を異にいたしますけれども、預金の受入れであり貸付であることは、経済的には議論の余地のないところであらうかと思つております。その趣旨を明らかにいたすために、第十一條におきまして、「相互銀行は、第二條第一項第一号の契約に基づく給付をしようとする場合においては、その給付後における当該契約に基づく掛金の受入が確実に保障される場合でなければ給付をしようしない。」という規定いたしましたのは、給付の契約があつても、掛金をしようという相手方が確実な保証、たとえば保証人であるとか、あるいは物的な担保であるとかいうものを提供して、その前後における掛金の契約を確実に履行する見通しがない限りは、必ずしも給付の義務はないのであるということを明らかにしたのであります。これが銀行業務であることを、付随的にこの條文でもつて明らかにしておるのであります。

その他小委員会の過程において問題になりましたのは、この銀行は中小企業を相手とする預金の受入れであり、貸付である関係上、預金者保護に欠けるところがあつてはならないという議論があつたのであります。そこで特に第十二條を設けて、「第二條第一項第一号の契約に基づく相互銀行の給付金の総額は、同号の契約に因つて受け入れた掛金の総額と当該銀行の定期性預金の総額の百分の五十に相当する金

額との合計額をこえてはならない。」というふうな規定いたしました。この第十二條の意味は、本来この銀行が行います給付金は、原則としては掛金によつて集められた金を融通するのが原則であります。資金の運用上、定期性預金の五〇%までは、この給付金に一時使つてもよろしいということを規定したのであります。これを裏から申しますと、要求払いの預金、たとえば当座預金であるとか、あるいは特別当座預金とか、通知預金とかいうようなものは、この給付金に運用してはならないということを規定しておるわけでありまして、

それから先ほども申しましたように、預金者が零細な預金者であるために、これらの保護を特に厚くしなければならぬという趣旨で、第十三條を設けたのであります。第十三條は「相互銀行は、預金の支払準備として、その定期性預金の総額の百分の十に相当する金額と定期性預金以外の預金の総額の百分の三十に相当する金額との合計額以上に相当するものを、現金、他の銀行への預け金若しくは貸付金又は国債、地方債その他大蔵大臣の指定する有価証券をもつて保有しなければなら

ない。」というふうな規定があるのであります。この相互銀行は、たゞいま申しましたような割合による預金を手元に準備しておきまして、何となくも支払いに應じられるように、いわゆる流動化した状態に置かれなければならぬことを規定したのであります。このようにいたしまして、この相互銀行の内容は規模は小でありますけれども、非常に堅実なものになつて行くよ

うな規定を設けたのであります。また監督行政に關しましては、普通銀行と同じように大蔵大臣がこれを監督することとしたのであります。

このように、小委員会においてはあらゆる角度から、この相互銀行法の内容について検討し、各小委員の全面的な支持を得てここに提案したものでありますので、何とぞすみやかに御審議の上、本委員会において可決されんことを特にお願いする次第であります。

○西村(直)委員長代理 次に税理士法案を議題として質疑に入ります。竹村君。

○竹村委員 提案者にお伺いいたしたのであります。現行の税務代理士という名前を、税理士とかえられたその根本的な理由から承りたいのであります。

○三宅(則)委員 この税理士法案につきましては、川野芳満、三宅則義、宮崎、宮腰喜助、松尾トシ子、自由党、民主党、社会党、各党協同提案であります。この税務代理士というのは、戦時中昭和十七年にでき上つた法律であります。いかに戦時色が濃厚でありまして、統制経済盛んになりしころにできたものであります。これは潔くなくなつてしまつて、民主的な民主納税になりました。今日では、税理士として出直すのがしかるべきであり、最も民主的なものに直したいというので、名前をかへ内容もかへた次第でございます。

○竹村委員 民主的にするといふので、名前までかへられたという考え方に對しては同感でございます。それなのに、その民主的にされた内容について

お伺いしたいのであります。

○三宅(則)委員 ただいまの竹村委員長の一君の御質問にお答えいたしたいと存じます。「税理士は、税務代理をする場合においては、その行為について代理の権限を有することを明示する書面を税務官公署に提出しなければならぬ。」というわけでもできたので、今までは登録すればだれでもできたのであります。今度はシャウブ勸告案によりまして、税理士たらんとするものは、国税庁にその登録名簿を置きまして、登録せられた後でなければ税務官公署に出入りいたしまして、代理することはできないというように権限を付與し、また民主的にいたした点が大きいなる相違であるということをお願いしておきます。

○竹村委員 それは民主的な答弁になつておらぬでしよう。あなたは民主的と言われますけれども、單に資格とかなんとかいうことが問題でなしに、その能力を備へているものを十分活用して、たとえば税に對する業務におきましても、国民の中でその能力のあるものに代理を行つても何もさしつかえない。これが民主的なのです。あなたの言われるのは民主的とは逆行しておる。最も大きな開を設けて、資格のあるものだけを嚴重にして、これを国家から保護せよというのであります。先ほど私の質問に對しまして、あなたは民主的にするために名前までかへたと云われますけれども、それは戦時統制を強化した民主的よりも反対な方向、そういう御説明を伺つて、私は意外な感じを受けるわけであります。三宅さんと私は議論する考えはもちろんありませんけれども、そういう

考え方では民主的になつたと言われることと自体がおかしいのであつて、あなたが国家的な試験を濃厚にして、官僚的な試験制度を強化して、その権限を強化した、こういうふうに御説明になるならば私は納得行くのでありますけれども、冒頭から民主的にすると言つて、その反対のことを言われると、この法案の趣旨とは全然違ふと思ひますが、この辺はどうです。議論をする気はないのですけれども、この辺答弁が全然反対の方向に向いておるようです。聞いておきたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ただいまの竹村君の御質問に對してお答えいたします。税務代理という業務は、やはりだれでもやれるというわけではないのでございまして、相當の資格もあり、また税務行政に對しますところの信念と、熱意を傾けた人によつてもらうというところがあるわけでございまして、われわれ、

いたしましては、この法案の提出によりまして、多くの納税者がつばな税理士にやつてもらふことによつて、正確なる判断のもとに公平な負担ができるというよりな意味合いにおいて、最も公平な制度がこの税理士法案であると確信いたしておるわけであります。

○竹村委員 私はあまり議論をする気はないのですが、しかし最も權威あるとかなんとか言ひますけれども、今までの權威というのがおかしいのです。その考え方が民主的でないのです。だからそういうふうな言われると、だれか提案者がかわりになつて御説明願へればつきりすると思ひますが、大體試験をしたから權威がで

たとか、そういうことではないわけ

す。従つてあとと少くとも税務行政に
対しては、實際知つておる人が全部で
きるようにされるのがほんとうなん
で、單にかきをつけるというようなこ
とは、實際とは全然逆行するのです。税
務代理士だけが知つておつて、ほかの
ものは知らぬという考え方はどうもお
かしいと思ふ。今日の税務を税務代理
士だけが知つて、ほかのものは知らぬ
の。だから最も誠実にして最も献
身的と言われるが、献身にもいろ／＼
考へ方があるわけだ。だからそうい
うかきをつけるというようなことをお
つしやつて強化される点が、われ／＼
はわからないのです。

○三宅則委員 たいだいま共産党の竹
村君のせつかくの御質問でございま
す。昨年、一昨年両度にわたりました
で、シャウプ氏がわが国に渡米せら
れ、特に中央地方を通じて、税制
の根本的な改革となつたのでありま
す。もちろん法律に關しましては國家
の認めます弁護士があり、また監査承
認に對しましては、公認會計士があり
まして、これまたそういうようなりつ
ばな立法機關を通じてでき上りました
法律によつて、仕事をいたしておるわ
けであります。シャウプ勸告案にもあ
ります通り、税務代理士は今高度の
試験をやるべきことが當然であらう、
こういう線も強くなつておるわけでも
ございいますから、われ／＼といまし
ては公認會計士、弁護士と同様に、りつ
ばな税務代理士をつくつて國民に寄與
いたしたい、かような考えでもつて提
案いたしておるわけでありまして、
何とぞ共産黨の諸君も御了承の上、御
賛成あらんことを切望する次第でござ

います。

○有田(二)委員 主務局長に御質問
いたします。せつかく三宅委員から御説
明があつたのですが、しかし現状の税
務代理士に対する国税局並びに税務署
の態度というものが、ちよつとじやま
の扱いというか、税務代理士がやつ
て来たとかえつて毛ざらにするとい
うような向きが非常に多かつた。最近
漸次少くなつて来たようでありま
すけれども、まだそういうものが残存し
ておる。ここに議員提出の税理士法案
というものが出来たことは、非常に
けつこうだと思ひますが、どうです。
主務局長として、大蔵省として、あり
がた迷惑だという感を持つておるの
か、こういうものが出来た方がよいとい
う考へを持つておるのか、まず所見を
伺いたしたいと思います。

○平田政府委員 税理士の資格の向上
と素質の向上をはかりましたため、申告
納税制度その他の税務行政の運用の改
善に資することにつぎましては、大蔵
省として非常に熱意を持つてお
る次第でございまして、今度の法案に
よりましてそのような結果になります
ことを、当局として是非常に期待
いたしておるわけでございます。従
まして今回提案になりました税理士法
案につきましては、大蔵省といまし
ても全面的に賛意を表するのみなら
ず、ぜひともすみやかに御賛成を得ま
して、成立に至らんことを願ひいたし
ておる次第でございまして、
それから今お話の税務代理士と税務
官庁との關係でございまして、ずつと
古くは御指摘のような点が確かにござ
いまして、いかにもおもしろくない事
件等を超した例もあつたのでございま

すが、税務代理士法の制定以來、徐々
にはあるが、その点が改善になつて
参つて、最近ではよほどよくなりつ
つあるように見ております。將來におき
ましてはさらに一層發展しまして、税務
代理士は單に税務官庁の都合ばかり聞
くというのではなくて、むしろ納税者
の正当な利益と權利を納税者にかわつ
て擁護する、こういう機關をいたしま
して、どうしても將來大いに發展をは
かる必要があるのではないかと
とを、強く考へておる次第でございま
すが、今回の制度の改正は、そのよう
な方向に行き得る基礎をつくるとい
う意味におきまして、相当有意義な
ものであると考へておる次第でありま
す。

○有田(二)委員 主務局長の御所見を
伺つて、非常にわが意を得たのであり
ます。しかしながら税理士に対する国
税局なり税務署の役人の指導が、まだ
できていない。漸次よくなりつある
ことは事實なのでありますが、漸次よ
くなりつあるということとは、税務代
理士の努力の結果だらうと思ふので
すけれども、やはり大蔵省として各税務
官庁に、国税庁を通じて一つの指導方
針を明らかにして、この税理士法がで
きまするならば、これを通じて十分協
力して納税の實を上げる。たとえば先
般私が大蔵で調べました事件の中に、
資本金七千万円の会社が一億二千万
円の利益を上げて申告しておる。これ
については、税務代理士が、法人税が
三割五分に下つたので、正直に申告す
る方が正しいと言つて、その税務代
理士の言を聞いて、その会社は正直に
一億二千万円という多額の利益を上げ
ていると申告した。そこへ大阪の国税

局の査察が入つて調べた。ところが比
較的正直に申告している。有本係長は
査察の問題にならないということに引
揚げることにしたのでありますが、その下
の惣川という主任が、せつかく査察が入
つたのだから、徹底的にやらなければ
ならぬといつて調べさせたけれども、
結局何も出来なかつたのであります
が、そういうように、せつかく税務代
理士が納税の協力の實を上げるように
指導しておるにもかかわらず、国税局
ではそういうことを無視して、しかも
七千万円の会社で一億二千万円の利益
を上げて正直に申告しておるところま
で、査察なるがゆゑに徹底的にやると
いう行き方がまだ残つてゐる。税理士
法案が通りまして、税理士の地位が上
つて来ましたならば、十分ひとつ協力
をして、そして裁判所における弁護
士と同じように税理士の地位を高め
て、納税協力の實を上げるようにしな
ければならぬ。それには何としても税
務官吏の指導が必要だらうと思ふ
が、この積極的な指導に対する御方針
をひとつ承りたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の点まことに私
も同感でありまして、先ほど申し上げ
ましたように、こういうのはつきりした
制度がなかつた時代におきましては、
どちらかと申しますと、そういう人々
の關與したものは、最初から何だか変
なものだといふような色目で見まし
て、特別に扱つていたといふのがむし
ろあつたくらいでございまして、さつ
き申しましたように、そういう点も
徐々に直されつたところがありまして、今回
新しく税理士法が通りまして、新しい
姿で再スタートをはかるということに
なりますれば、お話のような方向に相

當行き得るのではないかと考へます。
税務官庁に對しまして、お話のよう
な趣旨は、私もいたしまして十分
徹底させたいと思ひますが、同時に
私は税理士の各位がほんとうにみずか
ら勉強し、力を養われまして、税務署
に對しまして、むしろ堂々たる態度
で、正しい納税者の利益、權利を擁護
するといふ意味におきまして、大いに
活躍願う。むしろそれによりまして、
税務行政自体が改善されて行くとい
うところまで、活躍が期待されるよう
な方向に行くの理想ではないか。こと
に申告納税制度のもとにおきまして
は、どうしてもこのような民間の機關
が相當發達しまして、納税者が遠慮な
く相談し、それからまた税理士の各位
に、法律に従ひまして正しく指導した
り、書類の作成あるいは代理等をやつ
ていたございまして、それによりまして
ほんとうに法律に基く公正な税務の運
用と、税務官吏だけのややもするとい
ふ獨善的な弊害等を、チェックする機
關をいたしまして、私は大いに今後
の活躍を期待したい、そういうよう
な意味におきまして、新しい税理士
法案といふものは、そういう方向に税
理士の資格を上げる、地位を上げると
いうことにつぎまして、相當有効な役
割を果すものではないか、かように考
へておるわけでありまして、運用方針と
うな方向へ持つて行きたい、かように
考へておるわけでありまして、

○有田(二)委員 主務局長の御趣旨は
よくわかつたのですが、由來国会にお
ける主務局長なり国税庁長官のお話
は、非常に理路整然としてはなはだ話
はわかつておるのですが、末端につ

も行つていない。末端の国税局なり税務署に行くと、一つもそれが申達されていらないというくらいが非常に多い。今日各国税局や税務署における人権蹂躪なりい／＼な事実が、私によつて摘発されていることは、主税局長もよく御存じだと思つてゐる。というのは上だけはうまいことを言つてゐるが、下へは国税局長官や主税局長の意見が申達されていらないという遺憾な点が多い。ひとつこの際、單に税務問題だけでなく全体の問題として、十分末端にまで主税局長なり国税局長の趣旨が伝達するように希望をしまして、質問を終る次第であります。

○深澤委員 ただいまの主税局長の御答弁によつて、これは議員提案とはいひながらも、主税局自体もこの法案の通過を希望せられておるといふことで、この法案の内容には相当深くタッチせられておるやに、われ／＼は想像することができるといふのであります。

そこで私がお尋ねしたいことは、従来税金の問題については、相当全国的に大きな問題が起きてゐるわけですが、特に農村、末端等におきましては、この税務行政というのについて十分理解してゐないため、この手続あるいは書類提出等については、はなはだ困難を來したわけですね。そこでたとへば農民組合の指導者あるいはその地方の問題について心得のある者が、この手続をしてやつたというやうな場合に、いわゆる税務代理士法違反ということによつて、税金に困つてゐる一般大衆のために盡した人々が、かえつて検査されあるいは処罰されてゐるという問題が、全国に非常に多いのであります。われ／＼はこの問題を考へてみ

る場合において、実際に現在農村の非常に遅れた地帯においては、まづたゞ税法というものが理解されてゐない。その手続あるいはい／＼な書類の整理ということができない。ところが税務代理士というものは、ほとんど都市に集中して住んでゐるわけでありまゝ。従つて税務代理士に処置してもらふということはできない。そこで農村にそういう人口に対して便宜を與える行為をする者が、必然的に出て來るのは當然なことです。ところがそれを税務代理士法違反によつて検査し投獄し、あるいは処罰されてゐるというやうな事実がたゞさんある。今度のこの税理士法は、そういう処罰規定を持つてゐるのかどうか。私ちよつとこれを見たところによると、そういうことはないのであります。しかしまた他の法律等によつて税理士法違反といふことによつて、そういう農村、末端等において納税に對して努力してゐる人々を、処罰することのできるやうな仕組みになつておるのかどうか。その点をひとつお伺ひしたい。

○平田政府委員 私の方もこの立案につきましては相当関與いたしました関係もございまして、私の承知いたしましたおきまします点を申し上げたいと思ひますが、やはり税務代理士といつたやうな、税理士という業務を明らかにいたしまして、その業務を専業とするやうな特別の組織をつくり出す場合におきましては、原則としてやはりそういう者でなければ、その仕事はできないといふやうにするのが一般の例でございまして、その原則は動かし得ないと思ひます。ただ御指摘のやうに、たとへば申告の時期だとか、災害が發

生した場合に、多数の人が一時に申告書を書いたり、あるいはその他手続をする、こういう必要がありまゝの場合におきましては、普通の税務代理士だけでは間に合わないという場合が確かにあるやうでございまして、今回の法律におきましては、五十條として新しく一條を追加いたしました。国税局長は租税の申告時期または管轄区域内に災害があつた場合、その他そういう特別な必要がある場合に、税務代理士以外の者に対しては、その申請により二月以内の期限を限り、かつ租税の税目を指定いたしましたして、無報酬で課税標準もしくは税額に關する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類の作成、または租税の減免もしくは徴收贈子に關する申請書の作成、及びこれに關する税務相談の仕事に應ずることができるといふことといたしてあります。ただこれを無制限にいたしますと適當でございませぬので、但書に書きまして、地方公共団体の職員、それから民法三十四條の規定により成立した法人、その他政令で正規に結成された正當な職員が、そういうやうなものに就いて、その業務を臨時に無報酬でやることのできるやうな規定を設けまして、一時に殺到します場合の事務の処理の迅速、及び納税者の便宜をはかるということにいたしてある次第でございまして。

○深澤委員 この申告制度の問題については、主税局長もしばしば言われておる通り、なか／＼これが徹底しない。申告制度の運営については、税務行政上はなはだ困難を來してゐることは万人の認めるところなのです。従つてこの税務行政を円滑にするためには、税務官庁自体がこの指導をして、この申告制度の理解のために十分末端まで手を盡すべきであるが、税務吏員の不足等によつて、なか／＼これができないといふことがしばしば言明されておる。ところが実情をいいたしましては、たとえば定期の申告をいたしましては、たとへば定期の申告をいたしましては、たゞいまは同じ町内の世話役だとか、あるいは昔だつたら隣組の組長だとか、あるいは農民組合等の組合長な役員とかいふ者が、当然めんどろを見てやるといふことは、これは農村の習慣なのです。ところが法律に国税局長の許可を受けなければいふやうなことができないとある。ところがその農村とこの税務署との間には数里の距離がありまして、そういう手続関係はなかなか困難であります。中央官庁の責任者である主税局長は、この実情を十分お考へ願ひたいと思ふ。ほんとうに訴へることでもできない、どうすることもできない農村等における気の毒な人々に對して、好意的に、そしてまづたゞ無報酬で犠牲的にやつた人々が、この税理士法の違反として処罰を受けなければならぬといふこと自体が、日本の税務行政を非常に阻害する結果になるのじやないかと思ふ。従つてこの税理士法違反によつて検査するといふやうなことは、今後これは絶対にないやうにしなれば運営ができない。しかも申告制度という民主的な制度におきま

しては、官庁がそういう制約、そういう統制をする必要がないのじやないか、こういうう／＼に考へるのじやないか、税の徴收に對してできる限り合理的にやろうという趣旨を、しばしば考へられておる政府當局としては、現在の日本の実情からいたしまして、この税理士法違反等の問題について、實際に税務行政の上に盡力をしておる人々を検査し、あるいはこれを処罰するといふことは、い／＼にしてみても、い／＼、われ／＼はこういう意見を持つておるものであります。この点についてはどうでありますか。ただ法理上の問題だけでなく、現在の日本の実情といふものからどうお考へになつておるか。この点をひとつ伺ひたい。

○平田政府委員 先ほど申し上げました規定は、今までなかつたのを今回の法案に新しく入れてゐるのでございまして、従ひまして、さつき申しましたやうな特別の事情がありまゝの場合におきましては、従来よりも納税者の便宜に資し得ることになるのではないかと考へます。ただ従来の税務代理士法違反等問題になつたやうな事件についてお話でございまして、この事件は私ども若干承知いたしておりますが、どうも非常に行き過ぎになつておる例が相当あるやうでございまして、もちろんそれ／＼見解の差、主張の差がございまして、相当大がかりな計画によりまして、特別な運動をしまして行われていたやうな例もございまして、そういう場合があるのは該當したことにないやうなところではございまして、今後におきましては、五十條の規定を正しく運用いたしまして、納税者がどうしても困るといふやうな場合におきま

しては、この規定によりまして正しく納税者の便宜に資するようにするといふことにつきまして、相当な改善をし得るのではないかと、かように考えておるのでございます。

○深澤委員 それは税務代理士法違反として検察された者の中には、大がかりな計画的な行為があつたということに重点があると言われるが、そうじやなく、むしろ私は政府の税務行政に欠陥があるからそういうことになると思ふ。なぜかと申し上げますれば、たとえば農村の例をとつて申しますれば、所得税の問題におきまして、政府は一反歩の経費については、必要経費三五％というのを頭から押えておる。これを計画的に押しつけているわけだ。

に極力努めるつもりでございます。それから今今の税務代理士法の運用につきましては、これはもちろん條文の趣旨に従ひまして、公正な結果を得るために努力いたしたいと考えております。

○深澤委員 そこで私はそれ以上の御要求をいたしても、なか／＼御答弁がでないと思ひますので、その程度にいたしておきますが、十分この点は善処を願ひたいと思ひますので、私は察しますと、非常に大きな疑問があるわけだ。それはどういふことかという点、たとえば税理士の資格試験及び登録という問題で「弁護士、公認会計士、税理士試験に合格した者又は税理士試験における全科目の試験の免除を受けた者で一定の欠格事項に該当せず、かつ、弁護士及び公認会計士を除く外、税務又は会計に関する二年以上の実務経験を有するものとする」と。この税務というものはおそろしく税務署において税務関係に携わり、あるいは官庁において地方税の問題に携わつていた者というぐあいには解釈できると思ふ。この要綱の五の中にそういうことがあつた。それからもう一つは、受験資格のうち「計理士及び会計士補、新制大学卒業後並びに一定年数の経験を有する税務職員」ということになつておる。これは要綱の(四)税理士試験のところにあるわけだ。それから最後の九の経過措置のところの(四)で「一定年数以上又は地方公共団体の税務に従事している者は、改正法施行後三月以内に申請し、税理士試験委員の鑑衡により、税理士試験を免除される資格を受けることができる」というぐあ

に、税務官吏として従来の経験を持った者に、非常な特典を與えるといふような内容が含まれてゐるわけだ。そういういたしますと、私はこれはどうも税務官吏の救済措置が十分ここにあるのではないかと、こういうことすら考へるわけだ。ところが少くとも公務員の立場にある者は、その公務員をやめて二年以上たたなければ、または公務員につく場合には何となく規定が何かあつたと私は思ふのですが、特に税務官吏として長い間就職しておつた者が、今度野に下つて税理士になる場合に特権を與えられる。そうしてこの税理士になつた場合、従来の関係から税務署と因縁情実というものは浅からぬものがあるわけだ。そこに公正にこの税務行政に携へることができると。むしろ有田委員も先ほど指摘されておられますように、これは非常な情実があつて、むしろ私は弊害があるのではないかと、思ふのです。こういう問題に對して、どういふ見解を持つて、この規定を挿入されておるのか、承りたいと思ひます。

○忠政府委員 ただいまの御質問の事項につきまして、小委員会の経過等から考えられます経過をたどりまして、私どもの考えを申し述べさせていただきます。まず第一に要綱の五の(一)に「税務又は会計」と書いてあるこの税務の範圍が、税務の仕事における国とか地方団体とか、そういう課税関係のものを考へるのではないかと、この点におきまして、この場合税務として考へておりますのは、国とか地方団体において税の行政に携わつておつた者のほかに、弁護士事務所とかあるいは税務代理士事務所等におきまして、民間の依頼を受けて税の仕事をする、そういう業務に携わつた場合も包含すると考へられておりました。この点におきましては課税側、それから課税を受ける人の相談相手としてお仕事をなさる側の双方から公平に考へられておる、こういうことを実は考へておる次第であります。

それからなお試験の問題について御指摘がございましたが、これは税の仕事専門的に職業とする方々の試験でございますから、税法とその税法に最も関係の深い会計学というものを取上げまして、しかも弁護士の方は法律事務といたしまして、訴訟段階になりますれば、税の業務を当然行い得る方でございますので、最初から除いておりまして問題がないと思ひます。それからとにかく水準の向上をはかりましたために、相当高度の税務及び会計学に関する試験をいたすといひました。中には弁護士及び公認会計士の方ににつきましては、無試験で仕事ができるというところになつております関係上、同じような資格と思われまゝ方は除いてございます。

かようなわけでありまして、現職にありまゝ税務官吏の問題が最後になりましたが、この点につきましては非常にお手盛りのような案があるのではないかと、いろいろお尋ねでございますが、これは現在七年の経験年数がございまして、選考の結果税務代理士の業務が許可されておつたのでございまして、今回これを改めまして、十五年以上、倍以上の年限を一応考へまして、ある程度在職しております。

○深澤委員 それは税務代理士法違反として検察された者の中には、大がかりな計画的な行為があつたということに重点があると言われるが、そうじやなく、むしろ私は政府の税務行政に欠陥があるからそういうことになると思ふ。なぜかと申し上げますれば、たとえば農村の例をとつて申しますれば、所得税の問題におきまして、政府は一反歩の経費については、必要経費三五％というのを頭から押えておる。これを計画的に押しつけているわけだ。しかるに農民の方では現在必要経費は三五％ばかりじやない。そこで具体的に経費を明細に書き出して、実際ににかつた経費というものを明確にするということは、今までの税務署で配付する書類ではできない。それを明確に必要経費がどれだけかかつたということを書き出す書類をつくつて、農民に便宜を與えた場合において、税務代理士でない者がこういう書類を作成して、申告のために便宜を與えたということ、税務代理士法違反として検察されておる。問題は政府に責任がある。今日農民の一反歩の経営において三五％の経費などというものは絶対にない。厳密にやれば五〇％、六〇％あるいは六五％というような計算が出ることは、われ／＼も多年の経験がある。これを三五％で押えるから問題がある。ところが法によりまして、それが五〇％、六〇％かかると、実際ににかつたものは認めざるを得ないのが法の精神である。ところが税務署はそれを認めない。それならもつと具体的に税務署にわかるように申告して、その実情を認めてもらうといふことで、それに適応するよう書類をつくつて農民がこれを出すと、それを発案し、指導した者が税務代理士法違反として検察されておる。こういうことが実情なんです。だからその税務代理士法にひつかつた者に責任があるのじやなく、むしろ政府の税務行政に大きな欠陥があると指摘せざるを得ない。この五十條の挿入はもろもろ従来よりも一歩前進であることは私は認めます。認めますが、もう一歩実情を十分ごらんになりまして、あなたの方の手不足のゆゑに指導が十分でない、この啓蒙教育が徹底してない、こういうことも十分考へられて、この税理士法違反によつて今後検察することのないように、私は政府にひとつお願いをいたしたいと思ひます。第五十條の趣旨もそこにあると私は考へてゐる。従つてただこの法文でもつてこの問題を處理して、今後税理士法違反といふような問題はないように努力してもらいたいといふことを要求するものであります。その点についてもう一度、ひとつ主税局長の責任ある御回答を願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 申告納税制度の運用の改善につきましては、深澤さんにも、私の方からも国税庁からもたびたび申し上げてゐる通りでございます。従来なか／＼いろいろ関係でうまく行つてなかつたという事実も、たび／＼認めてゐる通りであります。し、今後におきましては本来の趣旨に従ひまして、正しい運用ができるよう

○忠政府委員 ただいまの御質問の事項につきまして、小委員会の経過等から考えられます経過をたどりまして、私どもの考えを申し述べさせていただきます。まず第一に要綱の五の(一)に「税務又は会計」と書いてあるこの税務の範圍が、税務の仕事における国とか地方団体とか、そういう課税関係のものを考へるのではないかと、この点におきまして、この場合税務として考へておりますのは、国とか地方団体において税の行政に携わつておつた者のほかに、弁護士事務所とかあるいは税務代理士事務所等におきまして、民間の依頼を受けて税の仕事をする、そういう業務に携わつた場合も包含すると考へられておりました。この点におきましては課税側、それから課税を受ける人の相談相手としてお仕事をなさる側の双方から公平に考へられておる、こういうことを実は考へておる次第であります。

それからなお試験の問題について御指摘がございましたが、これは税の仕事専門的に職業とする方々の試験でございますから、税法とその税法に最も関係の深い会計学というものを取上げまして、しかも弁護士の方は法律事務といたしまして、訴訟段階になりますれば、税の業務を当然行い得る方でございますので、最初から除いておりまして問題がないと思ひます。それからとにかく水準の向上をはかりましたために、相当高度の税務及び会計学に関する試験をいたすといひました。中には弁護士及び公認会計士の方ににつきましては、無試験で仕事ができるというところになつております関係上、同じような資格と思われまゝ方は除いてございます。

かようなわけでありまして、現職にありまゝ税務官吏の問題が最後になりましたが、この点につきましては非常にお手盛りのような案があるのではないかと、いろいろお尋ねでございますが、これは現在七年の経験年数がございまして、選考の結果税務代理士の業務が許可されておつたのでございまして、今回これを改めまして、十五年以上、倍以上の年限を一応考へまして、ある程度在職しております。

○忠政府委員 ただいまの御質問の事項につきまして、小委員会の経過等から考えられます経過をたどりまして、私どもの考えを申し述べさせていただきます。まず第一に要綱の五の(一)に「税務又は会計」と書いてあるこの税務の範圍が、税務の仕事における国とか地方団体とか、そういう課税関係のものを考へるのではないかと、この点におきまして、この場合税務として考へておりますのは、国とか地方団体において税の行政に携わつておつた者のほかに、弁護士事務所とかあるいは税務代理士事務所等におきまして、民間の依頼を受けて税の仕事をする、そういう業務に携わつた場合も包含すると考へられておりました。この点におきましては課税側、それから課税を受ける人の相談相手としてお仕事をなさる側の双方から公平に考へられておる、こういうことを実は考へておる次第であります。

の仕事をやつておりますれば、新しい試験を受けて合格された方と同じような学識経験を持つ者、かように考えた次第でございます。これも手放して仕事ができるというわけではございませんで、試験を受けないで、将来に退職した場合に開業ができる。この程度に考えておる次第でございます。

なお税理士法におきましては、自分の在職中に関與した事件については、その依頼を受けてはならないという禁止規定がございます。刑罰でその禁止規定違反に対する罰則も設けてございます。この点において弊害はないものと考えられております。

○有田(二)委員 たいだいま議題となつております税理士法案については、すでに質疑が盡されたものと思ひますので、この際右案について質疑を打ち切られんことを望みます。

○西村(直)委員長代理 たいだいまの有田君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり」

○西村(直)委員長代理 御異議があるようですから採決をいたします。ただいまの有田君の動議に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○西村(直)委員長代理 起立多数。これをもつて有田君の動議のごとく質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

第十回国会衆議院大蔵委員會議録
第三十八号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 二 二 七 各々 各々
三 二 二 四 條を 同條を
一 四 のうち、 のうち

七 一 段 三 五 各行頭を
一 行より 一行より
二 段 六 行 一字下げ
二 段 六 行 一字下げ

〃 一 七 各行頭を
二 一 一 七 各行頭を
二 一 一 七 各行頭を

〃 三 一 一 八 各行頭を
三 一 一 八 各行頭を
三 一 一 八 各行頭を

〃 五 三 五 八 七 及 び
八 四 條の 八 四 條の
八 一 五 おいて、 おいて、

第十回国会衆議院大蔵委員會議録
第四十号中正誤

頁 段 行 誤 正

八 四 二 四 十 号 中 七 号 中